

京都市消防団の運営指導に関する規程

平成12年9月28日
京都市消防局訓令乙第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団の運営指導に関する規程を次のように定める。

京都市消防団の運営指導に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、法律その他別に定めがあるもののほか、消防団の運営指導に関し必要な事項を定める。

(本部の構成員)

第2条 京都市消防団の組織等に関する規則（以下「規則」という。）第3条に規定する本部の構成員（消防団長を除く。）の数は、次に掲げるとおりとする。ただし、消防局長（以下「局長」という。）は、特別の事情があると認めるときは、副団長の数を増やすことができる。

- (1) 副団長 4人以内
- (2) 部長、班長及び団員 本部の実情に応じ、消防団長が必要と認める数

(分団の構成員)

第3条 規則第5条に規定する分団の構成員（以下「分団員」という。）の数は、次に掲げるとおりとする。ただし、局長は、特別の事情があると認めるときは、副分団長並びに部長及び班長の数を増減することができる。

- (1) 副分団長 4人以内
- (2) 部長及び班長 分団員の数から分団長及び副分団長の数を減じ、4で除して得た数
- (3) 団員 分団員の数から分団長及び前2号の数を減じて得た数

(消防団長等の選出)

第4条 次の各号に掲げる職につく者の選出については、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 消防団長 所属消防団員の総意をもって市長に推薦する。
- (2) 副団長 所属分団長の互選又は推薦による。
- (3) 分団長、副分団長、部長及び班長 所属分団員の互選又は推薦による。
- (4) 本部の部長及び班長 消防団長が指名する。

2 分団長は、前項第1号の推薦に当たり、所属分団員の総意を代表することができる。

(会議の開催)

第5条 消防団長は、消防団の運営に関する基本方針及び業務推進方策を決定する場合において、必要があると認めるときは、副団長会議、分団長会議その他の会議を開催することができる。

2 前項に規定する会議の名称、出席者の選出その他会議の運営について必要な事項は、消防団長が定める。

3 分団長は、分団の運営に関する方針及び業務推進方策を決定する場合において、必要があると認めるときは、副分団長会議その他の会議を開催することができる。

4 前項に規定する会議の名称、出席者の選出その他会議の運営について必要な事項は、分団長が定める。

(事務区分)

第6条 本部及び分団は、消防団の運営を適正かつ円滑に行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 総務

- ア 儀式に関すること。
- イ 会議に関すること。
- ウ 書類及び簿冊の整理及び保存に関すること。
- エ 会計に関すること。
- オ その他予防、警防及び教育に属しないこと。

(2) 予防

- ア 火災予防の広報に関すること。
- イ 訪問防火指導に関すること。
- ウ 火災警報等の伝達に関すること。
- エ 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- オ 防火及び防災に係る安全指導に関すること。
- カ その他予防に関すること。

(3) 警防

- ア 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。
- イ 地理状況、消防水利等の調査に関すること。
- ウ 警防訓練の実施に関すること。
- エ 活動障害の排除に関すること。
- オ 消防団の活動に使用する別表第1に掲げる装備（以下「消防団装備」という。）の点検及び保全に関すること。
- カ その他警防に関すること。

(4) 教育

- ア 教育及び研修に関すること。
- イ 訓練及び礼式に関すること。

2 消防団長は各副団長に、分団長は各副分団長に、それぞれ前項の事務を割り当て、担当させる。

3 副団長及び副分団長は、割り当てられた事務に係る推進計画を樹立するとともに、当該事務の総括者として連絡調整を行う。

(活動の区分及び範囲)

第7条 消防団の活動を災害活動及び災害活動以外の活動（以下「業務活動」という。）に区分する。

2 前項の活動の範囲は、京都市消防団の設置等に関する条例第2条の表の左欄に掲げる消防団ごとに定められた同表の右欄に掲げる区域内及びその隣接する消防団の区域内とする。

(活動の記録)

第8条 消防団長及び分団長は、前条の活動を行ったときは、そのつど別に定めるところにより、その結果を記録しなければならない。

(災害活動)

第9条 消防団の災害活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消火
- (2) 人命の救助
- (3) 避難誘導
- (4) 救護
- (5) 財産の保護
- (6) 飛火の警戒
- (7) 消防警戒区域等の設定、解除等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、消防団長が必要と認める活動

2 別表第2の左欄に掲げる指定消防団は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域における災害を覚知したときは、当該区域において小型動力ポンプ等を使用した消火その他の災害活動を行う。

3 前2項の活動は、最高指揮者（京都市消防局災害活動組織規程別表第4に規定する最高指揮者をいう。）の所轄の下で行わなければならない。ただし、目前急迫の事態が発生した場合及び前項の規定により、最高指揮者が災害現場に到着するまでの間において、指定消防団が災害活動を行う場合については、この限りでない。

4 消防署長及び消防団長は、あらかじめ地域事情等を勘案して災害出動計画を樹立し、局長に報告しなければならない。

(業務活動)

第10条 消防団の業務活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務
- (2) 会議

- (3) 予防
- (4) 警防
- (5) 教養
- (6) 訓練
- (7) 前各号に掲げるもののほか、消防団長が必要と認める活動

2 消防署長及び消防団長は、あらかじめ地域事情等を勘案して業務活動計画を樹立しなければならない。

(担当区域)

第11条 分団長は、部長の数に応じて、分団の区域を分割したうえ、部の担当する区域（以下「担当区域」という。）を定める。

2 分団長は、当該担当区域の責任者を部長及び班長の中から指名する。

(消防団施設等)

第12条 消防団の施設は、器具庫、詰所、ホース乾燥台、警鐘台及び倉庫（以下「消防団施設等」という。）とする。

2 消防団長は、消防団施設等の新設、廃止、移転等を行うときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(消防団装備)

第13条 本部及び分団に消防団装備を配置する。

2 前項に規定する消防団装備の数量については、別に定める。

3 消防団長及び分団長は、消防団装備を適正に管理する。

(機能別分団)

第14条 第7条第1項に規定する活動のうち、特定の活動のみを行う分団を機能別分団という。

2 前項に規定する機能別分団の運営指導については、別に定める。

(施行の細目)

第15条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

(関係訓令の廃止)

2 京都市消防団指導要綱は、廃止する。

附 則 (平成13年12月13日京都市消防局訓令乙第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日京都市消防局訓令乙第8号）
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日京都市消防局訓令乙第10号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第5号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日京都市消防局訓令乙第16号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1 本部

品名
消防団旗一式
現場保存用テント
投光器一式
電気メガホン
ワイヤレスアンプ
受令機
無線機
トランシーバー
携帯ライト
キャップライト
ストーブ

2 分団

品名
分団旗一式
小型動力ポンプ一式
消防ポンプ自動車
小型動力ポンプ付積載車
小型動力ポンプ搬送車
管そう・ノズル
分岐金具
組立式水槽
可搬式散水装置
ホース
ホースバック
とび口
防水シート
消火栓用媒介金具
消火栓キー
防火水槽キー
燃料携行缶
救護用テント

折りたたみ式リヤカー
可搬式ウインチ
はしご
手斧
ジャッキ
ハンマー
バール
のこぎり
ワイヤーカッター
つるはし
スコップ
救命ロープ
救命胴衣
救命浮環
フローティングロープ
担架
自動体外式除細動器
投光器一式
電気メガホン
ワイヤレスアンプ
受令機
無線機
トランシーバー
携帯ライト
キャップライト
点滅式ライト
警戒ロープ・テープ
携帯なた
ベルト付水筒
高張ちょうちん
懸垂幕
すのこ
器材管理パネル

別表第2（第9条関係）

指定消防団	区 域
北	大宮分団管轄区域のうち西賀茂氷室区域
	中川分団管轄区域全域
	小野郷分団管轄区域全域
	雲ヶ畑分団管轄区域全域
左 京	八瀬分団管轄区域全域
	大原分団管轄区域全域
	静原分団管轄区域全域
	市原野分団管轄区域全域
	鞍馬分団管轄区域全域
	花背分団管轄区域全域
	久多分団管轄区域全域
	広河原分団管轄区域全域
右 京	高雄分団管轄区域のうち御経坂峠以北の区域
	水尾分団管轄区域全域
	愛宕分団管轄区域全域
	黒田分団管轄区域全域
	山国分団管轄区域全域
	弓削分団管轄区域全域
	周山分団管轄区域全域
	細野分団管轄区域全域
	宇津分団管轄区域全域
西 京	大原野分団管轄区域のうち大原野小学校及び上里小学校通学区域
伏 見	醍醐分団管轄区域のうち陀羅谷区域